

第8章 準備書に対する意見の概要と事業者の見解

第8章 準備書に対する意見の概要と事業者の見解

8 - 1 住民説明会における意見の概要

準備書についての住民説明会における意見の概要は下記のとおりである。

(1)事業内容について

- ・ごみ処理実績が減少しているのに、新工場の処理能力が増加するのはなぜか。
- ・新工場は過大な処理規模となっていないか。
- ・何でも溶かす溶融炉は、資源循環型社会に逆行しないか。
- ・工場稼動のために、ごみを集めることはないか。
- ・焼却方式の採用可能な水準とは何か。
- ・施設の性能が判断できるような構造図面等の情報を提示して欲しい。
- ・工場の建設について、住民参加の機会はないか。
- ・ダイオキシン類除去に必要な触媒の添加頻度はどのくらいか。その記録は残るか。
- ・バグフィルターの取替え方法と頻度は。逆洗浄する際に、除去性能が低下しないか。
- ・二酸化いおうや窒素酸化物等の表示盤は、見やすいように工夫して設置して欲しい。
- ・現工場の解体の影響をどう考えているか。

(2)調査・予測手法について

- ・調査範囲を4kmとしたのはなぜか。
- ・焼却方式が異なれば、予測結果に差異が出るのではないか。
- ・メーカ間の環境影響評価の差異を明確にすべきではないか。
- ・現況調査において、純粹に新門司工場のみを調査するのは不可能ではないか。
- ・地盤沈下を考える必要はないか。
- ・相割川の長さの単位が間違っている。
- ・住民が安心できるよう、追跡調査を行ってほしい。

(3)大気質について

- ・ダイオキシン類は年1回の測定で、法規制値が遵守できるか。
- ・ダイオキシン類の連続測定装置（アメサ）を設置してはどうか。
- ・高温焼却することで別の発がん性物質（ニトロアレン）が発生することはないか。
- ・二酸化いおうの異状は、どのような状況で発生したか。人体影響はないか。
- ・二酸化いおうについての対策はいつから行うか。
- ・環境保全目標設定に用いた14箇所の大気測定所の場所はどこか。
- ・工事用車両の影響をどう見たか。
- ・現地と下関の風向発生傾向の差異は何か。

(4)騒音について

- ・道路交通騒音の測定時期はいつか。

(5)悪臭について

- ・現況調査では基準を超えていないようだが、浦中地区では春季の早朝と夕方のよどんだ気象条件のときに、臭気がひどいことがあるので、調査等対応して欲しい。

(6)土壌について

- ・曽根干潟のダイオキシン類を測定する必要があるのではないか。

(7)動物・植物・生態系について

- ・昭和56年の資料を参照しているが、信用できるものか。
- ・海底の底生動物を調査する必要があるのではないか。

8 - 2 準備書について環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

(1)環境保全の見地からの意見

準備書について、北九州市環境影響評価条例第15条に規定する、環境の保全の見地からの意見及びそれに対する事業者の見解は、表8 - 1に示すとおりである。

表8 - 1 (1)環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
事業内容	<p>現在の北九州市の焼却能力は、新門司・日明・皇后崎の3工場合わせ623,100 t / 年、2,010 t / 日です。平成13年度のごみ焼却量は、535,645 t / 年、1,728 t / 日で、焼却能力の85%です。建て替え後の焼却能力は660,300 t / 年、2,130 t / 日となり、平成13年度の焼却量でいえば焼却能力の81%ということになります。</p> <p>市の一般廃棄物処理基本計画は、平成22年度までに発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の取組みで5%の原料、再資源化(リサイクル)率を現在の13%から25%に引上げ、年間のゴミ処理量を49万t体制にすることになっています。これは、建て替え後の焼却処理能力の74%になります。</p> <p>市の一般ごみは減る傾向にあります。増えているのは他の市町村からの受け入れや産業廃棄物です。市の人口は減少しています。将来大きく人口が伸びることは考えられません。</p> <p>ごみ減量化・循環型社会形成推進基本法、自動車、食品、建設資材、家電、容器包装など各リサイクル法もできています。これらの法律の立場で真剣に取り組めばごみは確実に減ります。上記のことから考えると、焼却炉の大型化は無駄な公共事業に思えます。見直すべきです。</p> <p>(ほか3件)</p>	<p>本市では、資源循環型社会の構築に向け、これまでエコタウン事業、ごみの減量化やリサイクル等、資源の有効利用に先駆的に取り組んでいます。</p> <p>また、本市の廃棄物処理については、適正なごみ処理を行うため3工場体制を維持し、計画的な施設整備を行っているところであり、新工場建設にあたっては、この基本的な考え方により事業を進めています。</p> <p>新工場の処理能力の決定に当たっては、将来の本市の年間ごみ処理量49万トン体制、オーバーホールや中間整備のための3工場の休止期間、将来の工場の老朽化に伴う休止日数の増加による処理能力の低下等を考慮し、市民生活に支障を及ぼさないように、新工場のごみ処理能力を日量720トンとしたものです。</p>
	<p>ガス化熔融炉は、24時間1ヵ月以上の連続運転であり、効率的稼働のために多量のゴミを必要とします。このことから、他の市町村のごみや産業廃棄物の受け入れが増加するのではないのでしょうか。</p> <p>(ほか4件)</p>	
	<p>循環型社会形成には、いまの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会・経済システムを変えなくてはなりません。一自治体だけで出来るものでもありません。そのためには市は、国の産業廃棄物政策の転換を求める意見や行動を積極的に取り組むべきだと思います。</p> <p>(ほか2件)</p>	

表 8 - 1 (2) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
事業内容	<p>市内 3 工場のうち、新門司工場以外のゴミ焼却工場との整合性について、2 工場の焼却炉と新門司工場とを異なる焼却炉にする必要はどこにあるのでしょうか。</p>	<p>新工場の建設にあたり、長期的に安定したごみ処理はもとより、ダイオキシン類の発生抑制等、環境への配慮焼却残さのリサイクルや資源化の推進等を基本的な考え方としています。これに基づき、技術提案を求めて精査を行いました。その結果、</p> <p>(1) ストーカ炉 + 灰溶融炉 (2) ガス化溶融炉 (流動床式、シャフト式、キルン式)</p>
	<p>準備書では導入予定の焼却設備は「いずれも」採用可能な水準」と述べています。「採用可能な水準」とはどのようなことでしょうか。それは機種・メーカーごとに、リスクアセスメント、コストアセスメント（建設コスト・運転コスト）を行ったうえで「水準」なのでしょうか。</p>	<p>の 2 種類の焼却方式が、基本的な考え方を満たしていると判断しました。</p>
	<p>準備書で「補助金の関係で焼却方式をどれかに決めることができない」と書かれていますが決めることができない理由は何なのでしょうか。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の建設に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)の第八条 3 項により、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査（今回は北九州市条例による環境影響評価で代替）が必要です。</p> <p>一方、現状の国の補助制度の運用においては、環境影響評価の完了見込み以降に事業の補助内示を受け、その後入札を行い処理方式が決定することとなっています。</p> <p>従って、準備書の作成前に入札を行うことができない、つまり、準備書の作成前に処理方式を決定することができない、という状況にあります。</p>
	<p>決定する焼却炉方式について、その監視体制など詳細な情報について、市民への情報開示や説明会、市民からの意見提出など出来るのでしょうか。（ほか 1 件）</p>	<p>焼却方式の選定については、市の職員で構成する技術検討委員会を設置し、新工場建設の基本方針に沿ったさまざまな角度から検討を行っており、節目節目で議会への報告を行っていません。</p> <p>尚、大気質常時監視結果については、工場敷地内に表示盤を設置するなどして公開し、市民が情報を知ることができるように配慮します。</p>
	<p>準備書には、新工場の施設概要について、工場全体の位置が分かるだけで、施設構造物の詳しい位置は一切記載されていません。3 つの焼却炉すべてで想定した、それぞれの新工場の構造物配置について示してください。（ほか 1 件）</p>	<p>準備書においては建設する処理方式が決定していなかったため、施設構造物の詳しい位置は記載できませんでしたが、評価書においては、施設概念図や配置等を記載します。</p>

表 8 - 1 (3) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
事業内容	<p>また水環境に関しても、排水処理、工場内再利用の具体的な仕組みを示してください。 (ほか 1 件)</p>	<p>ごみピット内より発生した汚水は、水槽に貯留し、ろ過のあと、炉内に噴霧して処理します。ボイラーブロー水等のプラント系排水は、排ガス温度調整に再利用します。</p>
	<p>焼却炉メーカーの荏原製作所のガス化溶融炉の実験炉が、重金属気化ガスの爆発事故を起こしています。ガス化溶融炉は安全面でも未完の技術といわれています。 (ほか 4 件)</p>	<p>新工場の処理方式について、技術検討委員会で安全性やダイオキシン類について検討を行いました。</p> <p>(1)安全性について 火災、地震、ガス漏れ対策等、安全対策が十分に確立されています。</p>
	<p>平成10年、菊地市の産廃ガス化溶融炉でダイオキシン濃度が0.1ngを超えたので、バグフィルターに加え触媒反応塔 2 基をつけ運転を再開しましたが、ダイオキシン測定で1.4ng、14倍を検出、県は稼働停止を指導しています。</p>	<p>(2)ダイオキシン類について ダイオキシン類については、ストーカ炉 + 灰溶融炉と同様、燃烧温度等による発生抑制、排ガスの急冷(バグフィルター入口で200 未満)による再合成防止、バグフィルターによる吸着除去、触媒反応塔による分解除去等を行うことにより、工場煙突から排出されるダイオキシン類は、法規制値の0.1ng-TEQ/m³を満足します。</p>
	<p>溶融炉は超高温で処理をするので、表向きにはダイオキシンは発生しないと言われていますが、高温の排ガスをそのままバグフィルターに入れると、バグフィルターが壊れてしまう等の理由で、いったん冷やします。これが200 以下であれば大丈夫だそうですが、急激に200 に冷やすことは難しく、250～600 の温度の範囲では、ダイオキシンが再生成されやすいと聞きます。バグフィルターはあくまで粉塵やばいじんの濾過装置であって、ダイオキシン除去装置ではありませんし、バグフィルターの寿命は30分～3年と言われる程、損傷しやすいものだと聞きます。 (ほか 1 件)</p>	<p>なお、各機器については、適切な時期でメンテナンスを行い、その性能を確保します。</p>

表8 - 1 (4) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
事業内容	<p>先の審査委員会で委員の「解体について項目として評価する必要があるのではないか」という質問に対して、市施設課は「ご指摘を踏まえたくうえで検討する」と発言していますが、準備書の中では「国のマニュアルにしたがって行う」と、たったの26行しかふれていません。地域と解体工事に携わる人達への、環境影響評価をすべきではないでしょうか。 (ほか1件)</p>	<p>既存工場の解体は、新工場が稼動する平成19年度以降に行う予定としており、本事業とは別事業と考えているため、解体工事に係る環境影響評価は行っていません。 なお、既存工場の解体については「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」(平成13年 厚生労働省)に従って行き、地域住民の方に影響のないようにします。また、解体工事の作業員のばく露防止については「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従って、作業員に防護服を着用させる等、影響のないようにします。</p>
	<p>付着物除去作業や解体作業によって生じた汚染物質は密閉容器に密閉し保管するとしていますが、具体的な場所と保管期間をしめしてください。またその後の処理はどのように行うのでしょうか。 (ほか3件)</p>	<p>解体廃棄物等の処理については、保管場所および保管期間については解体工事計画策定時に決定します。また、汚染物質の処分については、汚染の度合いに応じ、遮断型処分場、管理型処分場等で処分します。</p>
	<p>解体工事に係る排水処理方法では、凝縮沈殿法等をあげていますが、具体的な処理方法がよくわかりません。示してください。またどれぐらいの水を使用する予定でしょうか。 (ほか1件)</p>	<p>凝集沈殿法は、水中に懸濁態として存在するダイオキシン類を薬品等の凝集剤により凝集させ、大きな粒子として沈殿させ、水から分離させる方法です。 なお、排水量については、解体工事計画策定時に決定します。</p>
	<p>解体作業終了後に行うとしている環境調査の具体的な内容を示してください。 (ほか1件)</p>	<p>解体作業終了後の環境調査については、当該施設の境界部分において行いますが、具体的な調査の時期、場所、及び内容等については解体工事の工事計画策定時に決定します。</p>

表 8 - 1 (5) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
対象事業区域等の概況	<p>参考資料が古すぎるものもある。例えば福岡県主要動植物地図は昭和52年版です。</p>	<p>既存資料は最新のものを使用していますが、発行されてから改訂されていない資料もあります。準備書については公に入手できる最新の資料を使用しています。</p> <p>「特定植物群落及び学術上価値の高い生物群落」の表の出典として用いた「福岡県主要動植物地図」(昭和52年 文化庁)については発行以後、改訂されておらず、同等の資料もありませんでした。</p> <p>なお、既存資料のみでは不十分な部分があるため、現況調査を行いました。</p>
	<p>「相割川の工業用水利用」「畑貯水池の上水利用」なども、事実と違います。準備書全体の信憑性が問われます。</p>	<p>ご指摘の「畑貯水池」は準備書(p.3-27)に記載されている「松ヶ江貯水池」のことを指していると思いますが、松ヶ江貯水池の上水利用については「土地分類基本調査 小倉」(昭和47年 福岡県)の利水現況図を基に記載しました。</p> <p>また、相割川の工場用水利用については、福岡県土木部河川課に対する聞き取り調査を基に記載しました。</p>

表 8 - 1 (6) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
調査 予測 手法	<p>今回の環境影響評価での調査対象地域は事業実施場所から半径 3 ～ 4 キロメートルですが、「廃棄物処理施設 / 生活環境影響調査指針」(旧厚生省)では調査対象地域は半径 6 キロメートルとしています。6 キロメートル以内には曾根干潟、市が「市民の憩いの場所」として整備を進めている門司区地蔵面海岸、伊川地区には、潮干狩りを楽しむ場もあります。これらの場所に及ぼす環境影響等、調査実施の拡大を求めます。 (ほか 6 件)</p>	<p>調査範囲の設定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の解説(厚生省、平成10年)」において、「煙突排ガスによる影響の調査対象地域設定例」として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んだ 6 km の記載がなされています。</p> <p>工場から排出される大気質の濃度分布については、一般的に最大着地濃度地点を最高値として、そこから距離が離れるにしたがって、濃度は小さくなります(従って、工場からの距離と濃度は必ずしも比例するとは限りません)。しかし、地形等の影響でこのとおりにならない場合があるため、最大着地濃度距離の 2 倍を調査範囲とする、というのが先の指針の考え方となっています。</p>
	<p>他の自治体のダイオキシン調査でも、焼却工場からの距離とダイオキシン濃度が比例していない(遠くても値が高い場合がある)データもあります。</p>	<p>本調査では工場の排ガス量、排ガス温度、煙突構造等を基に大気拡散式から最大着地濃度距離を計算したところ、工場から 1 ～ 2 km 付近に最大着地濃度が出現すると推定されました。そこで、先の指針の考え方に基づいて、調査範囲を最大着地濃度距離の 2 倍となる 4 km と設定し、環境影響等の調査を行いました。</p>
	<p>曾根干潟の底質の現状も調査すべきだと思います。</p>	<p>海域等の底質は排水による影響を大きく受けます。新工場は工場排水を再処理水として外部に排出しないシステム(クローズドシステム)を採用しますので、底質については調査及び評価項目として選定しませんでした。</p>

表8 - 1 (7) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
調査予測手法	<p>アセスメント（環境影響評価）は導入しようとしている、ストーカ炉、熔融炉など炉の様式別に評価がなされていない点が問題です。それぞれの焼却炉方式での調査結果を示し、そのメリット、デメリットが比較できるようにしてください。（ほか2件）</p>	<p>新工場の建設にあたっては、基本的な考え方を定め、これに基づき処理方式について精査を行い、</p> <p>(1) ストーカ炉 + 灰熔融炉 (2) ガス化熔融炉 (流動床式、シャフト式、キルン式)</p> <p>の2種類の焼却方式が基本的な考え方を満たしていると判断しましたので、これら2つの処理方式についての環境影響評価を行いました。</p> <p>排ガスの状況については、焼却方式間の大きな差異はなく、各メーカー間での差異が認められますが、すべて排出基準値を十分下回る数値となっています。</p> <p>また、騒音等については騒音発生設備の配置等を考慮し、最大の予測となるよう配慮しています。</p> <p>いずれにしましても、周囲に最大の環境影響を与える条件で予測を行っていますので、どの焼却方式が導入されても問題のない適切な評価となっています。</p> <p>なお、評価書では、焼却方式を決定して環境影響を評価しています。</p>
	<p>「環境負荷については焼却方式による差異ではなく、各メーカー間での差異が認められますが・・・」と準備書で報告されていますが、それならばメーカーの比較を影響評価に入れなくてはならないのではないのでしょうか。</p>	

表 8 - 1 (8) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
	<p>準備書で述べている風向は、北西の風が、13%で一番多いとなっています。一方、平成13年の下関地方気象台観測統計では、東の風が1月を除いて最も多いということも記されています。どちらを信用すればいいのでしょうか。 (ほか1件)</p>	<p>準備書の周囲の概況で、既存資料の調査結果として最寄りの気象官署である下関地方気象台の気象観測結果を用いていますが、下関地方気象台と新門司工場では周囲の地形等が異なることから、風向の出現も異なるものと考えられます。</p> <p>現地の気象の状況をより正確に把握するため、新門司工場グラウンドにおいて地上気象観測(通年：平成13年11月～平成14年10月)、上層気象観測(2季各1週間)を行いました。</p>
	<p>新門司工場を建てるのであればサニックスの状況が参考になり得ると思われまます。すなわち北東の風の時の煙の状態はまさにたき火の中に置かれた様な状態に成ります。その煙の流れは、はるか吉田から刈田町方面までたなびいています。浦中の住民なら皆感じております。これからサニックスの事も十分に検討して下さい。</p>	<p>環境影響の評価においては、年間を通じた風向・風速等の気象条件調査や上層気象調査等を行い、拡散式を用いた予測等により評価を行いました。</p> <p>この予測においては、サニックスや周辺工場も含めた大気質の現況調査結果を反映しており、その結果、周辺地域に与える影響は小さいものとなっています。</p>
大気質	<p>「二酸化硫黄が環境基準を超過している」と指摘しているが、その原因と減らす対策が明記されていません。</p>	<p>新門司地区は前面に内海があり背後に山が近接しているという特殊な地形であり、風の弱い特殊な気象条件下において高い濃度の二酸化硫黄が出現し新門司の一部地域において短期評価で環境基準に適合しなかったものであり、その測定点と新門司工場との位置関係から新門司工場以外の発生源の影響といえます。</p> <p>関係部署において、新門司工業団地内のばい煙発生施設等を設置している10数箇所の工場・事業場に立ち入り、ばい煙発生施設の運転状況や処理施設の管理状況等について検査を行いました。法や市公害防止条例に違反している工場・事業場はありませんでした。</p> <p>しかしながら、風の弱い或いは無風といった特殊な気象条件下において二酸化硫黄の濃度が一時的に高くなることは事実であり、新門司地区の大気汚染の状況を改善するため、工場は適法に操業されてはいるものの、新門司地区に立地している工場側に対して低硫黄の燃料使用や処理施設の改善など、ばい煙量の削減対策を一層推進するよう、関係部署において指導しています。</p>
	<p>工事用車両に対しては排ガスなどの環境問題と交通安全対策が十分徹底されることが大切です。</p>	<p>工事用車両等の運行にあたっては、交通規則の遵守や安全運転の励行等の指導及び監督を行うほか、計画的な運行管理により車両の集中化を避け、周囲に与える影響を極力抑えます。</p> <p>なお環境影響評価の結果、環境保全目標を満足しています</p>

表8 - 1 (9) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
大 気 質	<p>現在国の規定では、1年間に1日しかも4時間だけダイオキシン類の濃度を測定し、それが基準値以下であれば、1年間基準値以下ということになります。アメサは4週間にわたってサンプリングされた排ガス中に含まれるダイオキシン類の平均濃度を測る装置です。4週間ごとにカートリッジを交換することによって、連続に近いダイオキシン類濃度を測定できます。2001年9月の第21回国際ダイオキシン学会では「連続的に測定しなければダイオキシン排出量を常時少なくする保証は得られない」という報告がされています。より安全な工場の稼働を求める立場から、アメサの設置を希望します。また、情報を公開し、基準値を超えれば焼却炉の稼働を停止すべきだと思います。(ほか5件)</p>	<p>新門司工場におけるダイオキシン類の調査は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき工場からの排ガス濃度を年1回、また、工場に近接する松ヶ江地区において大気中の濃度を年4回測定しており、その基準を満足しています。</p> <p>新工場のダイオキシン類対策としては、バグフィルターによる吸着除去、触媒反応塔による分解除去を行います。</p> <p>一方、運転管理面では、炉内温度を850以上に保ち完全燃焼させて、ダイオキシン類の発生を抑制します。また、ダイオキシン類の発生は、温度及び一酸化炭素濃度と非常に密接な関係があるため、不完全燃焼によりダイオキシン類が発生しないよう、温度及び一酸化炭素濃度を常時監視することとしています。</p> <p>このように、新工場は、ダイオキシン類対策として十分な設備を有するとともに、適正な運転管理がなされるものであり、ダイオキシン類の連続測定器を設置する必要はないものと考えています。</p> <p>なお、アメサは、一定期間連続してサンプリングを行うものであり、そのサンプリング方法がJISに適合しておらず、また、この測定器は、サンプリング期間の平均濃度を測定するものであり、連続して瞬時値を測定する装置ではありません。ダイオキシン類測定に係る技術開発動向については、今後も注視していきたいと考えます。</p> <p>また、万一、排ガス中のダイオキシン類の濃度が基準値を超えた場合は、直ちに原因を究明し対策を講じます。</p>
	<p>ダイオキシン対策として高温処理すると、発ガン性のあるニトロアレンなどの、新たな有害物質が生成されることも明らかになってきています。</p>	<p>ニトロアレンは、多環芳香族炭化水素類がニトロ化されることにより生成されるものであり、一般的にはディーゼルエンジン等の化石燃料の燃焼により発生するものが多いと言われています。</p> <p>焼却炉からの発生については、その可能性は指摘されてはいるものの、発生機構・発生量・測定方法・毒性等について学術的に確立された見解が得られておらず、現在研究調査の段階であるため、今後、国による規制の動向等に注視するとともに、新たな科学的見地等が確立されたものについては、最大限の対処を行いたいと考えます。</p>

表 8 - 1 (10) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解															
悪臭	<p>悪臭について、たった5時間の調査で、「基準を満足している」といえるのでしょうか。その季節、気温、風向きなどにより周辺への影響は変わります。長期にわたる調査の実施を求めます。(ほか1件)</p>	<p>「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針(厚生省 平成10年)及び「ごみ焼却施設 環境アセスメントマニュアル」(厚生省昭和61年)に基づき、悪臭の調査を行いました。</p> <p>測定日の選定には、腐敗の進行が速く、開放的な生活形態となる夏季を対象とし、雨等による影響を避け、晴天日に調査を実施しました。</p>															
	<p>今回の環境影響評価は、最も周辺環境に負荷がかかると思われる条件で、調査を行ったとしているからには、悪臭についても同様な条件を設定すべきです。</p>	<p>北九州市環境影響評価技術マニュアルに記載されているとおり、施設漏洩等による悪臭の計算予測は困難であることから、予測は類似工場の調査により行いました。</p> <p>調査の対象としては、以下の表に示すとおり、施設の規模、稼働状況等を考慮して、類似工場として皇后崎工場を選定しました。</p> <p>なお、新工場においても皇后崎工場と同等の対策を施します。</p>															
	<p>また将来の予測結果では、皇后崎工場を類似事例として、その測定結果を引用し「すべて基準以下」としてはいますが、新門司と皇后崎との周辺環境に整合性はあるのですか。(ほか1件)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検討項目</th> <th style="text-align: center;">皇后崎工場</th> <th style="text-align: center;">新・新門工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・処理能力</td> <td style="text-align: center;">810t/日</td> <td style="text-align: center;">720t/日</td> </tr> <tr> <td>・稼働形態</td> <td style="text-align: center;">24時間連続</td> <td style="text-align: center;">24時間連</td> </tr> <tr> <td>・燃焼空気への利用</td> <td style="text-align: center;">有り</td> <td style="text-align: center;">有り</td> </tr> <tr> <td>・臭気漏洩対策</td> <td style="text-align: center;">有り</td> <td style="text-align: center;">有り</td> </tr> </tbody> </table>	検討項目	皇后崎工場	新・新門工場	・処理能力	810t/日	720t/日	・稼働形態	24時間連続	24時間連	・燃焼空気への利用	有り	有り	・臭気漏洩対策	有り	有り
	検討項目	皇后崎工場	新・新門工場														
	・処理能力	810t/日	720t/日														
・稼働形態	24時間連続	24時間連															
・燃焼空気への利用	有り	有り															
・臭気漏洩対策	有り	有り															
<p>皇后崎工場焼却炉と新門司工場で採用される新焼却炉方式は異なると思いますが、そのことは考慮されたのですか。(ほか1件)</p>	<p>焼却炉方式に依らず、どちらもピット内空気を燃焼空気として利用し、悪臭物質の分解を行うため、焼却炉の種類による差異はありません。</p>																
<p>悪臭ですがこれも消毒の強烈な臭いがして海岸の潮の臭いとは明らかにちがいます。</p>	<p>悪臭の現況調査として、臭気指数の調査と特定悪臭物質(22物質)の測定を行いました。</p> <p>その結果、臭気指数として感知できるにはありましたが、海岸特有の潮の臭いであり、特定悪臭物質はいずれも規制基準を満足していました。</p>																

表 8 - 1 (11) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
土 壌	<p>土壌について、六価クロムの調査値は他の27項目の中でも最も基準値に近いのはなぜでしょうか。0.02(調査値) < 0.05(基準値)</p>	<p>六価クロムの調査結果は、新門司工場グラウンド2地点で「N.D(定量下限値未満)」でした。ご指摘の「0.02mg/l」という値は分析機器の定量下限値を示したものです。</p>
	<p>新門司工場のすぐ横にサニックスの工場があり、いつも白い煙が出ています。新門司工場の煙突とサニックスの煙突はあまりにも近く、例えば、土壌調査をするにしても「これは新門司工場からでた分、これはサニックスからでた分」と分けて調べることは不可能だと思います。</p> <p>説明会で質問をすると、準備書に載っている数値は、新門司工場付近の工場も含めたデータとすることでした。ならば、そういう説明が準備書の中に入れられて当然だと思いますが、入っていません。</p>	<p>環境影響評価を実施するにあたり、対象事業実施区域及びその周辺の状況を調査する必要があります。全ての現況調査結果は現工場とその周囲の工場の影響を含めた結果であるため、準備書においては特に説明を記載しておりません。</p>
	<p>サニックスでは、医療廃棄物を処理していると聞きます。医療廃棄物には塩化ビニル製が多いために、一般のゴミよりも約10倍もダイオキシン類の発生量が多いと、いくつかの本に書いてありました。26年間稼働したゴミの焼却工場と医療廃棄物の処理工場がある地域の、土壌のダイオキシン濃度が、環境基準に適合しているとは思えないのですが、審査会の先生方はどうお考えでしょうか。</p>	<p>試料の採取及び分析は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(環境庁 平成12年)」に従って行いました。</p> <p>その結果、新門司周辺における土壌のダイオキシン類は環境基準に適合していました。</p>
	<p>新門司工場は地盤がヘドロの埋立地です。地盤がゆるいために、現工場もいたる所で地盤沈下が起きています。新工場に導入が検討されている「最新の技術を駆使」する焼却炉の安全性の観点からも、地盤について調査項目に追加すべきです。(ほか2件)</p>	<p>工場建設にあたっては、強固な地質まで杭を打つため、現工場でも主要構造部の沈下は生じていません。新工場についても同様に杭打ちを行うこととしており、また稼働に伴う地下水の揚水も行わないため、環境影響評価項目として地盤沈下は選定しませんでした。</p>

表 8 - 1 (12) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
動物・植物・生態系	<p>工場敷地内では「中型以上の野生哺乳類は確認されなかった。」とあるが工場周辺の恒見地区や吉志地区などイノシシが出ているが現況報告とは異なると思われます。 (ほか2件)</p>	<p>対象事業実施区域は、既存資料による動植物の情報が不十分なため、現況調査を行いました。調査範囲については、準備書に記載しているとおり、事業の実施による影響が及ぶ範囲として新門司地区埋立地を設定しています。 現況調査の結果では埋立地について、イノシシ、サル等の哺乳類は確認されませんでした。</p>
	<p>レッドデータブック絶滅危惧 類に指定されている重要な植物種が確認されていますが、その対策が必要だと思われます。</p>	<p>現況調査により確認された重要な植物種は対象事業実施区域以外の場所で生育しているため、本事業の実施による影響はないと考えられるため、保全対策の実施は考えていません。</p>

表 8 - 1 (13) 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要及び事業者の見解

	意見の概要	事業者の見解
その他	煙突など高い建築物であるので夜間照明をつけると思いますが新北九州空港への空路障害にならないかと心配です。	新工場の建設にあたっては、航空局とも航空障害灯の設置等について協議をしながら進めています。その中で、新工場の建設予定地は、新北九州空港の空路の高さ制限区域には該当せず、空路障害にはならないことを確認しています。
	準備書のダイオキシン調査結果は、地元の浦中・井ノ浦・恒見など、大気土壌ともすべて基準値を満足してとっていますが、本当に安全といえるのでしょうか。低レベルの数値であっても365日さらされるのです。また、基準値そのものが工場排出段階で80ng-TEQ/m ³ N 0.1ng-TEQ/m ³ N に変わったように絶対的なものではありません。人間だけでなく自然を長い時間かけて汚染し、最終的には海に集積されます。	人の健康に対して影響が出ないと判断される1日あたりの摂取量「耐容一日摂取量」がダイオキシン類については、4pg-TEQ/kg/日と定められています。人は食品、呼吸及び土壌を経由して、ダイオキシン類を摂取していますが、環境中の大気や土壌については、この耐容一日摂取量を基に環境基準が定められています。 対象事業実施区域及びその周辺地域では、大気及び土壌ダイオキシン類の値は全て環境基準を満足しているため、ダイオキシン類による健康への影響はほとんどないと考えられます。 また、新工場の煙突から排出されるダイオキシン類は、法規制値の0.1ng-TEQ/m ³ Nを更に下回る0.08 ng-TEQ/m ³ Nを自主規制値としていることから、新工場が周辺環境へ与える影響は小さいと考えられます。 従って、毛髪や血液中のダイオキシン類の調査の実施については考えていません。
	新門司工場と隣接する民間企業の稼働による、地元への影響を大変心配しています。工場近辺に住んでいる方・働いている方の安心・安全のために、血液か毛髪のダイオキシン類の濃度の調査等をしたほうがいいのではないのでしょうか。(ほか1件)	環境影響評価の結果から、本事業が対象事業実施区域及びその周辺区域の環境に及ぼす影響は小さいものと考えられます。
	居住域から2kmとない立地条件は法律を無視した物である。サニックスと新門司工場あと産業廃棄物(むき出し)あまりにも、ひどい状況を市長の目で見て下さい。住民の多くは通院や精神的にもダメージや、差別を受け、健康面でも多大な被害をこれからも受け続けたくない絶対反対いたします、中止を求めるものであります。	

(2) 環境保全の見地以外からの意見

準備書について、北九州市環境影響評価条例第15条に規定する、環境の保全の見地以外からの意見として以下のものがあつた。

- ・縦覧する準備書の配布、貸出し、コピーをできるようにして欲しい。(ほか2件)
- ・北九州市が行う事業の環境アセスメントは、北九州市が委託した業者が行っています。いわば自分で問題を作り、自分で解答・採点するという状況です。環境影響をより正しく評価するために、第三者の意見を反映させる必要があります。現在、北九州市の環境影響評価審査会の先生方が、その役割を果たす立場にあります。審査会での深い討議と意見交換、会議要旨の速やかな公開を、お願いしたいと思います。(ほか2件)
- ・ガス溶融炉は従来型のストーカ炉より建設コスト、運転コストは数倍～5倍も高いといわれています。(ほか2件)

8 - 3 市長意見の概要と事業者の見解

本事業の環境影響評価準備書に対する市長意見の内容及びそれに対する事業者の見解を記載する。

(1)総括事項

(仮称)新・新門司工場建設事業は、老朽化した現工場の建替えを行うものであり、最新の技術を駆使し、環境保全のさらなる徹底を図ること等を基本的な考えとしている。したがって、新工場の稼働後は、現工場と比べて環境への負荷が軽減されることとなる。また、当該事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を審査した結果、事業者は十分に環境保全対策に努めていると評価することができる。

なお、事業予定地から半径1km以内に住宅が存在するという地域特性並びに廃棄物処理施設の建設及び稼働という事業特性から、当該事業の実施にあたっては、環境への負荷を最大限に軽減するとともに、市民の一層の理解を得ることが必要である。よって事業者は、次の点について配慮すること。

(2)個別事項

1)ダイオキシン類の発生抑制について

表8-2(1) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
事業者は、準備書において、ダイオキシン類の発生抑制の指標となる炉内の燃焼温度及び排出ガス中の一酸化炭素濃度を監視する旨記載しているが、環境監視計画の常時監視項目(以下「常時監視項目」という。)に、当該項目を追加し、環境影響評価書に記載する必要がある。	環境監視計画に燃焼管理に係る常時監視項目として、炉内の燃焼温度及び排出ガス中の一酸化炭素濃度を追加し、環境影響評価書に記載します。

2)市民への情報の提供について

表8-2(2) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
事業者は、常時監視項目の測定結果を公表するよう努めるとともに、市民が情報を容易に知ることができるよう配慮する必要がある。	常時監視項目の測定結果については、北九州市のホームページ等に掲載することを検討するとともに、大気質常時監視結果については、工場敷地内に表示盤を設置するなどして公開し、市民が情報を知ることができるように配慮します。

3)動植物に係る環境影響評価の結果の記載について

表8-2(3) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
事業者は、環境影響評価書の作成に当たっては、動植物に係る環境影響評価の結果について、学識経験者等専門家の意見を踏まえ、分かりやすく記載する必要がある。	環境影響評価準備書については、わかりやすくするために図表を多く用い、理解しにくいと思われる点については注釈をつけるなど、わかりやすい記載をするように努めていましたが、動植物の項目については、「植生自然度図」(準備書P5-135)を人間の自然な感覚に合うような色づかいとし、また、重要な動植物については、それらが対象事業実施区域及びその周辺区域に生息または生育している背景について考察を加え、さらに市民にわかりやすくなるよう環境影響評価書にて修正します。